

「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」(令和5年度)の概要

居住支援協議会の重要性と課題

- 市区町村の居住支援協議会は、関係者の連携等を図る地域のプラットフォームの機能を果たすほか、居住支援団体等と連携しながら居住支援サービスを提供するなど、地域の居住支援体制において特に重要な役割を担っている。
- そのため、住生活基本計画（令和3年3月）において、市区町村の居住支援協議会に関する成果指標を新たに策定するなど、その設立を促進することとしているが、令和4年度末時点で居住支援協議会を設立した市区町村は86市区町にとどまっている。

一方で、市区町村では設立に向けて様々な課題を抱えていることも・・・

(例) 居住支援協議会の設置に意欲はあるが関係者の合意が得られない / どうやって設立すればよいか分からない など

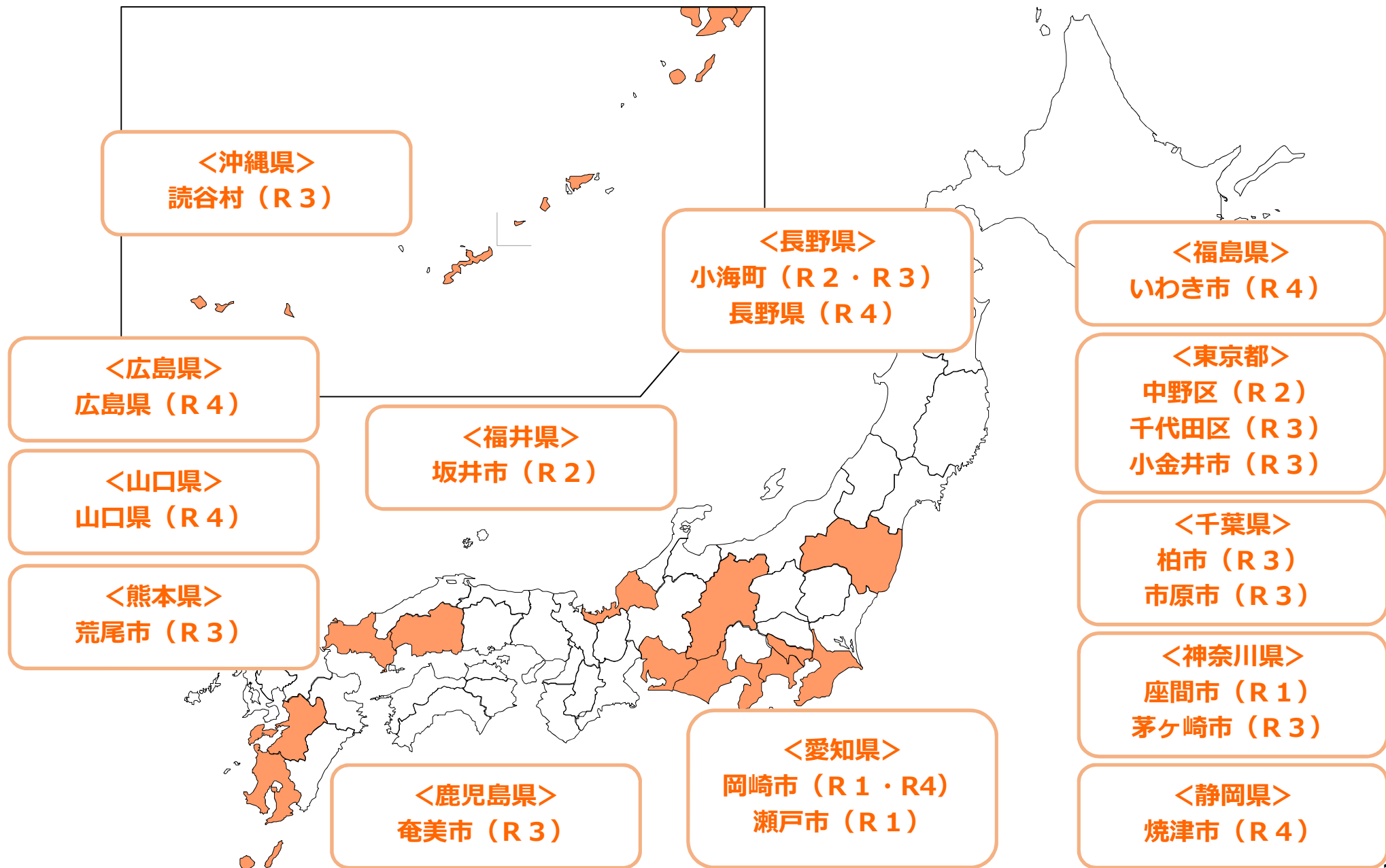
👉 **居住支援協議会の設立意向がある市区町村を募集し、ハンズオン支援を実施！**

👉 **市区町村の設立を支援する都道府県を募集し、支援を実施！**

■ 「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」の概要

部門	応募主体	採択予定	主な支援内容 ※個別状況に応じた支援を提供
設立部門 (①都道府県型)	都道府県 又は 都道府県居住支援協議会 ※住宅部局・福祉部局の連名でも応募可能 ※複数市区町村の設立促進に取り組むことが要件	2団体程度	①有識者、国交省・厚労省職員等の派遣 (勉強会の講師、関係者との調整等)
設立部門 (②市区町村型)	市区町村 ※住宅部局・福祉部局の連名でも応募可能 ※都道府県/居住支援法人との連名でも応募可能	4団体程度	②課題の相談及びアドバイス ③制度や他の協議会の事例、マニュアル、パンフレット等の情報提供
活性化部門	居住支援協議会 ※都道府県/居住支援法人との連名でも応募可能		④第一線で活動されている行政職員や実務者の紹介 ※新型コロナウイルス等の状況に応じて、オンラインと対面を併用して支援。

【過去実績】居住支援協議会伴走支援プロジェクト(令和元年度～)



伴走支援プロジェクト取組事例【長野県】（建設事務所を主体とした市町への居住支援体制整備）

【これまでの取組状況】

- ◆福祉関係者と市町村担当者との間に、認識の相違、情報共有や連携の不足がみられた。
- ◆市町村担当者（住宅部局）は、公営住宅に空きがあり、居住支援の対応は十分であるという認識であった。
- ◆住生活基本計画で目標（居住支援協議会を設立する市町村による人口カバー率 0.2(R2末)→40%(R12末)を設定したものの、具体的な方策は未検討であった。

【今年度の取組方針】

長野県における居住支援の課題や取り組むべきことを明確にするため意見交換を実施

- ・長野県では、市町村を支援する県の体制の弱さや、県内全77市町村を横並びで支援することが難しいことから、大分県の取組を参考にし、現地機関である建設事務所から市町への働きかけを実施。

【地域の状況】

- ◆県内市町村数：77
- ◆建築関係の現地機関として右図の圏域ごとに、計10所の建設事務所に建築部門を有する。



【伴走支援プロジェクトでの具体的な取組内容及び成果】

◇県担当職員の意識醸成

- ・市町村居住支援協議会に向けた勉強会(県職員向け勉強会)にて、大分県竹田市・豊後大野市でのネットワーク会議（居住支援協議会）の活動に関する講演、意見交換会を実施。
- ・勉強会を通じて、居住支援の必要性や連携して対応することの必要性について、県担当者から一定の理解を得る。

◇先行市町(12市町)における理解の促進

- ・圏域ごとに1～2市町村を抽出し、市町村ヒアリングを実施。市町村の温度差、情報の把握不足、協議会を持つことへの抵抗感等の課題が明確となった。
- ・市町村職員向け勉強会(長野市・伊那市・松本市)にて、他市町村、住宅部局と福祉部局の職員がごちゃまぜになってワークを実施。住宅部局・福祉部局及び行政・民間が連携することの必要性を共有し機運醸成を図った。



◇市域での居住支援関係者連絡会（建設事務所主催）

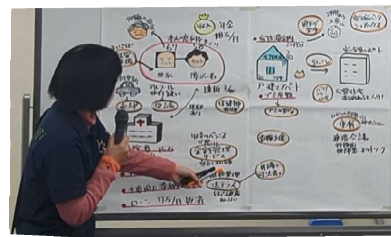
- ・NPO等、福祉団体の活動が盛んな松本市にて、県松本建設事務所が主催となって関係者連絡会を計2回開催。各自ができることの共有、意見交換を実施
- ・県が調整役となり、市域での居住支援体制の構築について検討。

【伴走支援チームの構成】

国土交通省住宅局／国土交通省関東地方整備局／厚生労働省老健局／大分県／（公社）かながわ住まいまちづくり協会 入原修一氏／（一財）高齢者住宅財団



県職員向け勉強会（9月）



市町村向け勉強会（12月）

【今後の方向性】

- ・地域課題の調査、地域資源掘り起こし
- ・連携に向けた関係者の合意形成
- ・関係者相互の顔の見える関係づくり
- ・必要な取組の検討

伴走支援プロジェクト取組事例【広島県】(廿日市市における協議会設立支援と、居住支援法人同士の意見交換会)

【これまでの取組状況】

- ◆市町居住支援協議会設立に向けて、県内市町で意見交換会を行ってきた。
- ◆廿日市市では計5回の意見交換会を行い、居住支援の取組を進める機運は高まっていたものの、「マンパワーが不足している」、「協議会設立の必要性が見えていない」、「重層的支援体制整備事業との関係性・位置づけが整理できていない」等の理由から協議会設立に至っていなかった。
- ◆県も、マンパワー不足、ノウハウ不足から、協議会設立に対する複数の市町への働きかけが不十分であった。

【今年度の取組方針】

- ◇廿日市における居住支援協議会の設立を進め、県内の他市町の居住支援協議会の設立促進へとつなげる
・福祉・住宅の連携や、居住支援法人の横の連携強化等の居住支援体制構築のための課題を解消し、これらの取組事例を県内で周知することで、他市町の居住支援協議会の設立に対する機運の醸成を図る。

【伴走支援プロジェクトでの具体的な取組内容及び成果】

◇廿日市市居住支援協議会設立の支援

【住宅部局との協議】

- ・かながわ住まいまちづくり協会の入原氏より、居住支援協議会設立の意義について講演。
- ・市の住宅政策課が、「腹をくくる」きっかけとなり、協議会設立に向けて前進。

【廿日市市の今後の居住支援体制に関する意見交換会(第1回)】

- ・市(住宅部局、福祉部局)、福祉関係団体、居住支援法人、不動産関係団体等が参加し、かながわ住まいまちづくり協会の入原氏より、居住支援協議会設立の意義について講演。
- ・協議会設立に向け、関係者の機運を高めることができた。

【廿日市市の今後の居住支援体制に関する意見交換会(第2回)】

- ・現場で活躍されている方の顔合わせと協議会設立後のシミュレーションを兼ねて、グループワークを実施。
- ・障害特性のある方と、高齢者の方の相談事例を題材に、考えられる支援策を検討。
- ・市より関係者に対し、協議会設立を宣言。

【廿日市市居住支援協議会設立総会】

- ・令和5年3月8日に、総会並びにNPO法人抱僕の奥田氏からの基調講演会を実施。
- ・設立総会は、不動産関係団体2団体・居住支援法人4団体・福祉関係団体4団体が出席。

◇居住支援法人・居住支援団体同士の意見交換会(1月)

- ・NPO法人やどかりサポート鹿児島島の芝田氏から居住支援法人の連携の必要性について、鹿児島島の例などを用いて講演。
- ・高齢単身女性の転居の事例を用いてグループワークを実施。
- ・視聴した4市町に居住支援法人との連携の必要性について意識づけた。

【地域の状況】

- ◆県内市町数：23市町
- ◆県内では既に広島市に居住支援協議会(H30設立)がある。
- ◆県内には居住支援法人の指定が増加しており、R4年度現在で20法人が指定されている。



廿日市市

【伴走支援チームの構成】

国土交通省住宅局 / (公社) かながわ住まいまちづくり協会 入原修一氏 / NPO法人やどかりサポート鹿児島 芝田淳氏 / (一財) 高齢者住宅財団



廿日市市居住支援協議会設立基調講演会(3月)



広島県居住支援法人・居住支援団体同士意見交換会(1月)

【今後の方向性】

- ・中核市を中心に、協議会設立の意義や必要性について協議し、「なかまづくり」の考え方を広げる。
- ・県協議会と廿日市市協議会が連携した取組を展開。

伴走支援プロジェクト取組事例【山口県】（山口市と美祢市における意識醸成と住宅・福祉の連携体制づくり）

【これまでの取組状況】

- ◆県では、地域の実情に応じた住宅確保要配慮者への円滑な居住支援方策を検討するため、県下自治体等を対象とした意見交換会を実施し、居住支援の情報や課題を共有するとともに、市町における居住支援協議会の必要性を投げかけ（H29～）
- ◆市町の住宅部局は、「公営住宅施策が基本。居住支援では公営を供給すれば足りる。」という意見が多い一方、福祉部局では、「既存の体制で対応可能。既に多くの協議会がある中で、新たに協議会をつくるメリットが不明。」といった意見が多く、対応に苦慮。

【今年度の取組方針】

◇住宅部局と福祉部局それぞれの課題、連携の方向性等の共有に向けた意見交換会の実施

- ・県下エリア毎の意見交換会が一巡し、居住支援協議会の設立に向けた動きを具体化させていく必要があることから、住宅部局と福祉部局の認識や課題の共有と関係構築等を目的として、国土交通省や厚生労働省による制度紹介、先進事例紹介のほか、グループワークも交えた意見交換会を実施。

【伴走支援プロジェクトでの具体的な取組内容及び成果】

◇既存体制を活用した住宅・福祉連携体制の構築（山口市）

【第1回】

- ・住宅セーフティネット制度紹介（国土交通省）
- ・先進事例の紹介（大牟田市居住支援協議会）

【第2回】

- ・制度紹介（厚生労働省）
- ・居住支援法人の取組紹介（やどかりサポート鹿児島）

【第3回】

- グループワーク ～入居中の支援とは～
- ・助言（やどかりサポート鹿児島、福岡市社協）

【気づき】

- ・相談担当の負担が大きく、組織としての対応が必要
 - ・住宅確保要配慮者の入居先を増やすためには、受入側の不安軽減策が必要
- #### 【今後の体制構築のヒント】
- ・民間事業者等との連携
 - ・見守りの仕組みづくり

◇既存空き家を活用した住宅・福祉連携体制の構築（美祢市）

【第1回】

- ・住宅セーフティネット制度紹介（国土交通省）
- ・先進事例の紹介（大牟田市居住支援協議会）

【第2回】

- ・先進県の取組紹介（大分県）
- ・先進事例の紹介（竹田市居住支援協議会）

【第3回】

- ・事例検討 ～一時的な住まい、空き家活用～

【気づき】

- ・持ち家率が高く、民間賃貸住宅が少ないため、まずは居住支援用の住宅の確保が課題
- #### 【今後の体制構築のヒント】
- ・福祉体制整備との絡み
 - ・空き家の掘り起こし
 - ・地域の関係者との連携

【地域の状況】

- ◆県内市町村数：19
- ◆山口県住生活基本計画にて、R12までに6市町で協議会設立が成果指標

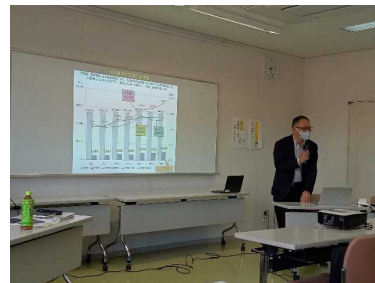


【伴走支援チームの構成】

国土交通省住宅局／厚生労働省老健局／福岡市社会福祉協議会 栗田将行氏／NPO法人やどかりサポート鹿児島 芝田淳氏／大牟田市居住支援協議会牧嶋誠吾氏／竹田市居住支援協議会澤田知美氏／大分県／（一財）高齢者住宅財団



山口市第1回意見交換会（10月）



美祢市第1回意見交換会（11月）

【今後の方向性】

- ・今年度2市で活動した内容を他市町にも横展開
- ・市町福祉部局で取り組む重層的支援体制整備事業と連動した居住支援の方策を検討

伴走支援プロジェクト取組事例【いわき市】（居住支援体制の方向性の整理）

これまでの取組状況

- ◆セーフティネット住宅に登録している物件の大家等・保証会社に対して、家賃・債務保証料等の低廉化補助制度を運用。
- ◆セーフティネット住宅の登録は4,000戸を超え、居住支援関係者も揃っているが、今後の住宅セーフティネット制度の推進に向けて、居住支援の体制づくりが必要。
- ◆求められる居住支援体制の方向性について、関係者間で意見交換等を通じて整理することが必要

【地域の状況】

- ◆県内で最も人口が多く、面積が広い。14市町村が合併し、現13行政区域を構成
- ◆いわき市住宅セーフティネット庁内連絡会議を設置（H30）
- ◆いわき市賃貸住宅供給促進計画を策定（R2）
- ◆いわき市住宅セーフティネット推進事業補助金を創設（R3）
- ◆市内の2法人が居住支援法人の指定を受ける（R4）



13の行政区域

【今年度の取組方針】

- ◇**いわき市の居住支援体制の方向性の整理**
- ・住宅セーフティネット庁内連絡会議(関係17課)や関係団体等との意見交換を実施。

【伴走支援プロジェクトでの具体的な取組内容及び成果】

◇居住支援法人との意見交換

- ・特に障がい者の住まい確保は厳しい。
- ・居住支援活動への補助がいつまで続くか、**運営面が不安**。
- ・**ライフステージ・ライフスタイル等に応じた** 住み替えへの対応が必要。
- ・複雑な制度だからこそ、伝わりやすい広報媒体が必要。

◇不動産関係団体との意見交換

- ・SN住宅の登録手続きや補助手続きが煩雑でわかりにくく、業務繁忙時には負担。
- ・**入居前・中・後のフォローが必要な場合にどこに・どういった相談をしてよいか**困るケースがある。
- ・SN住宅を増やしたいが**業務量・体制的に限界**がある。
- ・住宅の改修に対して補助があるが、公営住宅に準じた家賃額以下に設定するのは**経営的に厳しく断念**。

◇福祉関係団体との意見交換

- ・**スピーディーな住まいの確保**(シェルターのような一時避難的な住宅)がもっと必要ではないか。
- ・要配慮者の場合、**就労先を探すことも必要**(特に障がい者、刑務所出所者等)。
- ・家賃とともに初期費用も相当な負担となっている。
- ・**民間賃貸住宅、公営住宅はバリアフリー対応ではない**場合が多い。
- ・現在の住宅に住み続けながら家賃低廉化の補助を受けられると良い。

居住支援体制の考え方

各分野等の領域を超え、暮らしのベースとなる“住まい”を総合的に支援
 →複合的な支援に対応する領域を超えた「つながり」の強化
 →「入居前」・「入居中」・「退去後」の切れ目のない支援(=居住支援)

居住支援体制の方向性

多様な支援体制の専門性を活かしたアプローチ—住まいに関連した制度・施策が効果的・効率的に連動する体制づくり—

【伴走支援チームの構成】

国土交通省住宅局／
 (一財) 高齢者住宅財団



庁内連絡会議（10月）



庁内連絡会議（3月）

【今後の方向性】

- ・広報手段のあらたな展開
- ・重層的支援体制との連携
- ・SN専用住宅に登録する不動産オーナーへの支援
- ・居住支援法人への指定の支援
- ・住まいのサポートチームづくり

伴走支援プロジェクト取組事例【焼津市】（庁内外のニーズの把握と、関係性の構築）

【これまでの取組状況】

- ◆焼津市をエリアとする居住支援法人から居住支援協議会の設立に関する要望が出された。
- ◆住宅部局では、公営住宅の条件に合わない相談者が一定数おり、公営住宅だけでは対応できないことが課題となっていた。
- ◆福祉部局では、精神障害の方が入居に困るケースがあるなど、課題を抱えていた。
- ◆居住支援に関する住宅部局と福祉部局の互いの課題認識や対応内容について共有できていなかった。

【地域の状況】

- ◆主に生活保護受給者に対して、敷金や転居費用を助成した実績が年間36件（地域福祉課）
- ◆居住支援法人数：1団体



【今年度の取組方針】

◇居住支援のニーズ把握、住宅部局と福祉部局との課題等の共有を目的とした勉強会・意見交換会を実施

- ・住宅部局と福祉部局の間で居住支援に係る認識の違いがあったことから、国交省や厚労省による制度紹介、先進事例紹介、意見交換等を行う全2回の勉強会・意見交換会を実施。
- ・居住支援に関する不動産事業者の意向等を把握することを目的として、市内100事業者を対象にアンケート調査も実施。

【伴走支援プロジェクトでの具体的な取組内容及び成果】

◇第1回 居住支援に関する勉強会・意見交換会

- ・居住支援に関するニーズや関係各課が抱える問題の把握、居住支援に関する認識の共有等を目的として、国土交通省及び厚生労働省による講演、関係者による意見交換を実施（事前に課題シートを配布）。
- ・高齢者や障がい者の部局では、協議会の必要性を感じているという意見が聞かれ、それぞれの部局で個別に対応しているケースもあることが分かった。また、庁内連携による居住支援体制が今後必要だという認識を共有した。

◇不動産事業者向けアンケート調査

- ・全宅連・全日の支部を通して、焼津市内の不動産事業者へアンケート調査を実施。100社へ送付し、8社から回答があった。
- ・不動産事業者からの生の声を拾うことができた（トラブルが怖いため高齢者や障がい者の受け入れは敬遠してしまう／トラブルが起きたときの相談窓口が分からない等）。また、回答企業のうち数社の協力意向も得られた。

◇第2回 居住支援に関する勉強会・意見交換会

- ・大牟田市居住支援協議会の牧嶋氏を講師に迎え、勉強会・意見交換会を開催。庁内をはじめ、不動産事業者や福祉団体も参加して意見交換会を実施。
- ・牧嶋氏の熱い講演に感銘を受けたという声が多く、不動産事業者、福祉団体からは、「非常に貴重な機会だった」、「住宅確保要配慮者のために頑張っているが、福祉とのつながりがなく限界があった」等の意見もあり、今後の連携強化の必要性を関係者で共有。さらに、居住支援体制の基盤となるネットワークができた。

【伴走支援チームの構成】

国土交通省住宅局／国土交通省中部地方整備局／厚生労働省老健局／（公社）かながわ住まいまちづくり協会 入原修一氏／大牟田市居住支援協議会 牧嶋誠吾氏／（一財）高齢者住宅財団

項目	内容	何があったらもっと良い解決方法になったか
1.		
2.		
3.		
4.		

シートで庁内の現状と課題を把握



車座意見交換会（2月）

【今後の方向性】

- ・関係課所属長を交え今後の市の方針を確認する
- ・意見交換会でできた関係性をより深めていくため、関係機関が集まる場を提供する

伴走支援プロジェクト取組事例【岡崎市】（相談対応の体制強化に向けた検討と講演会の開催）

【これまでの取組状況】

◆令和元年度は、相談件数38件、マッチング件数18件であったのに対し、「住まいサポートおかざき（右図参照）」施行後、令和4年度は相談件数114件、マッチング件数53件と急増しており、関係者の本制度に対する理解促進、及び対応可能な人材確保、体制強化が課題となっている。



【地域の状況】

- ◆住宅マスタープラン策定（基本目標：「誰もが安心して暮らせる住まいづくり」（H22））
- ◆居住支援係を新設（H30）
- ◆居住支援協議会を設立し、賃貸住宅供給促進計画を策定（R1）
- ◆大家・不動産賃貸業者へセーフティネット住宅登録の働きかけ、地域包括支援センター等へのヒアリングを実施（R2）
- ◆「住まいサポートおかざき」を施行（R3）

【今年度の取組方針】

◆住宅セーフティネット制度への理解促進、相談対応機能の拡充に向けて講演会を実施

- ・相談対応の人材確保の参考とするため、先進自治体との意見交換を実施。
- ・制度の重要性に関する庁内及び関係者における理解促進、相談対応に適した人材の確保や体制強化に向けて、先進自治体、有識者、国による講演会を開催。

【伴走支援プロジェクトでの具体的な取組内容及び成果】

◇先進自治体との意見交換

- ・相談対応等が可能な人材の確保に向けて、先進的な取組を行う足立区と居住支援事業の経過や専任職員の配置について意見交換を実施。
- ・先進自治体との意見交換を通して、専任職員配置についてのメリット・デメリットの把握や、庁内調整に関する具体的なイメージができた。

◇住宅セーフティネット制度の推進に関する講演会

- ・関係者の制度への理解促進を目的として、国交省（住宅セーフティネット制度について）、厚生労働省（居住支援における住宅と福祉の連携の必要性）、京都大学大学院工学研究科の三浦教授（地域共生社会における居住支援について）の講演会を実施。
- ・参加者からは、「取組への関心がより一層高まった」「市の政策課題に対して大変参考となる講演であった」等の意見が多数出されたことから、本制度に関する理解、制度の重要性に関する認識が促進された。

◇これからの居住支援の在り方に関する講演会

- ・本市の人材確保や体制構築に向けて、先進的な取組を進める足立区（不動産に精通した専任職員を配置）、岸和田市の講演会を実施。
- ・講演会には、庁内関係各課の実務担当者や、地域包括支援センターをはじめ、非常に多くの参加があった。また、講演後は、福祉部局や社会福祉協議会が意見交換を行なうなど、活発な意見交換が行われ、今後の居住支援のあり方や体制強化の必要性等に関する認識や理解が深まった。

【伴走支援チームの構成】

国土交通省住宅局／国土交通省中部地方整備局／厚生労働省老健局／京都大学教授 三浦研氏／足立区／岸和田市社会福祉協議会／（一財）高齢者住宅財団



住宅セーフティネット制度の推進に関する講演会（10月）



先進自治体との意見交換

【今後の方向性】

- ・居住支援協議会総会の活動計画にて人員増強等の合意形成を図る
- ・岡崎市賃貸住宅供給促進計画改定で専任職員の配置を記載検討
- ・相談対応機能の充実